

平成 27 年 10 月

著者の皆さまへ

マイナンバー制度開始に伴うお願い

政府広報等でご案内のとおり、平成 28 年 1 月より、「社会保障・税番号制度（通称：マイナンバー制度）」が開始されます。

小社からの報酬のお支払により発生する源泉徴収票・支払調書の作成において、関係法令の求めにより、個人番号（マイナンバー）の記載および記載に伴うマイナンバー確認・身元（実在）確認が必要となりますので、小社からの確認作業にご協力をお願いいたします。

1. 番号配布等のスケジュール

平成 27 年 10 月下旬～ マイナンバーを「通知カード」により国民へ通知
平成 28 年 1 月以降 雇用保険，税分野で運用開始
申請により「個人番号カード」を交付

(1) 通知カード

「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「個人番号」の 5 情報が記載されたカードで、全国民に対し住民票所在地へ郵送されます。

(2) 個人番号カード

本人が市町村へ申請することにより交付され、同カードには「通知カード」の 5 情報に加え、本人写真，IC チップが内蔵されます。

2. マイナンバー制度開始に伴う小社からのお願い

マイナンバー確認・身元（実在）確認にご協力ください。

(1) マイナンバー確認・身元（実在）確認は平成 28 年 2 月以降に開始いたします。

(2) マイナンバー確認・身元（実在）確認には以下の書類等が必要になります。

代表的なパターンを 2 通り例示します。

- 「個人番号カード」による確認（マイナンバー確認＋身元確認が 1 枚で完了）
- 「個人番号カード」がない場合の確認

マイナンバー確認書類

通知カード
or
個人番号記載の住民票

+

身元確認書類

パスポート
or
運転免許証

(3) 「個人番号カード」の申請・取得（平成 28 年 1 月以降）をお願いします。

「通知カード」の場合は、身元確認の書類として原則、パスポート，運転免許証等添付が必要になりますが、「個人番号カード」の場合は 1 枚で、マイナンバー確認と身元確認が成立します。

3. お問い合わせ先

(1) マイナンバーコールセンター（内閣官房）

TEL：0570-20-0178

内閣官房サイト：[マイナンバー社会保障・税番号制度](#)

(2) 株式会社有斐閣 経理部

TEL：03-3264-1436

mail：my-number@yuhikaku.co.jp